

伊勢崎市行政改革大綱

令和2年3月

伊勢崎市

目 次

I	はじめに	1
II	基本方針	2
III	推進方法	3
IV	推進の考え方と重点項目	4
1	効率的で効果的な行政運営	5
2	安定的な財政運営	8
3	市民協働の推進	10
4	人財の育成と適正な人事管理、定員管理	12
5	市民サービスの向上	13

伊勢崎市行政改革大綱

平成17年11月 策定

平成22年 3月 改訂

平成27年 3月 第2次改訂

令和 2年 3月 第3次改訂

I はじめに

本市の行政改革は、平成17年度に「伊勢崎市行政改革大綱」及び「伊勢崎市集中改革プラン」を策定し、民間委託の推進、組織機構と事務事業の見直し、定員管理の適正化などに取り組み、歳出削減とサービスの向上を推進してまいりました。平成19年4月から特例市への移行に伴う権限移譲事務の増加など、地方分権時代に対応した効率的で開かれた地方自治体を目指し、平成21年度に「伊勢崎市行政改革大綱」を改訂するとともに、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする「第2次伊勢崎市集中改革プラン」を策定し、引き続き行政改革に取り組み、一定の成果を上げてきたところです。また、平成26年度に「第2次伊勢崎市総合計画」を策定し、将来都市像を「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」として掲げ、将来にわたり、全ての市民が夢と希望を持って、安心して安全に暮らせる元気なまちの実現のために新たな行政運営の方針が示され、これに基づき「伊勢崎市行政改革大綱（第2次改訂版）」として見直しを図り、改革に取り組んでまいりました。

一方、人口減少と少子高齢化の進行をはじめ、全国各地にて甚大な被害をもたらす大規模な地震や台風、集中豪雨などの自然災害の発生による安心・安全に対する意識の高まり、ICT（情報通信技術）の革新による高度情報化社会の進展など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変動し、社会の潮流に応じた変革が求められています。

そこで、現行の伊勢崎市行政改革大綱を見直し、総合計画に掲げる本市の将来都市像の実現に向け、さらには厳しい経済社会の中でも持続可能な質の高い市民サービスを提供し続けるため、不断の改革を進めていきます。

Ⅱ 基本方針

伊勢崎市行政改革大綱は、進展する地方分権と変化する社会経済環境の中で、市民と協働して自立した都市経営を進めるとともに、多様化する行政課題に的確に対応し、市民満足度の高いサービスを提供するため、新たな行政運営の仕組みの構築と財政の健全化に向けた取り組みを進めていくための指針であり、市の最上位計画である総合計画の推進を下支えする役割を持つものと位置付けられることから、行政改革の基本方針は、総合計画と連動して定めることとします。

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から、地方分権改革は25年以上が経過し、この間、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和など、数多くの具体的な改革がなされてきました。平成26年より、「個性を活かし自立した地方をつくる」とし、地方の発意で国の制度を変えることができるなど、全国一律ではなく地域の実情に合わせた地方分権改革が展開されています。そのため、開かれた行政を推進し、市民の主体的な活動への支援により、市民と共に誰もが尊重され自己の能力が発揮できる、協働・共生のまちづくりを進めていく必要があります。

また、財政面では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などにより税収減が危惧される一方、公共施設等の老朽化に伴う修繕や更新などの費用、社会保障費や医療費などの扶助費は年々増加しており、加えて合併後10年を経過した平成27年度以降は、国から配分される実質的な普通交付税が段階的に減少し、合併算定替の特例措置が令和元年度で終了することから、財源不足がより一層深刻化する状況が想定されています。このような状況を踏まえた上で、安定的に市民サービスを提供していくためには、効率的で効果的な行政運営や安定的な財政運営により、市民から信頼される自立した都市経営を確立する必要があります。

このため、各種事務事業について可能な限りアウトソーシングを実施するとともに、選択と集中による事業の効率化によりコスト削減に努めます。

また、地方分権の時代にふさわしい人事・給与制度の見直しや職員の資質の向上・意識改革を図り、行政運営に当たっては、市民サービスの受け手である市民の視点に立ち、生活者重視の市民サービスを推進するため、的確な市民ニーズの把握による行政施策への反映により、市民満足度の高いサービスの提供を目指します。

Ⅲ 推進方法

<実施組織及び職員の役割>

行政改革の実施組織は、伊勢崎市行政改革推進本部とし、各部局等の行政改革推進チームを推進主体とし、事務事業を所管する各課が推進します。

また、行政改革の主体は、職員一人ひとりであり、職員が改革の趣旨を理解し、常に問題意識、コスト意識を持って事務事業の執行に努めます。各職員は、行政改革への取り組み内容が、本市の人事評価制度において設定した目標項目と連携するよう努め、行政改革への関わりを強めるものとします。

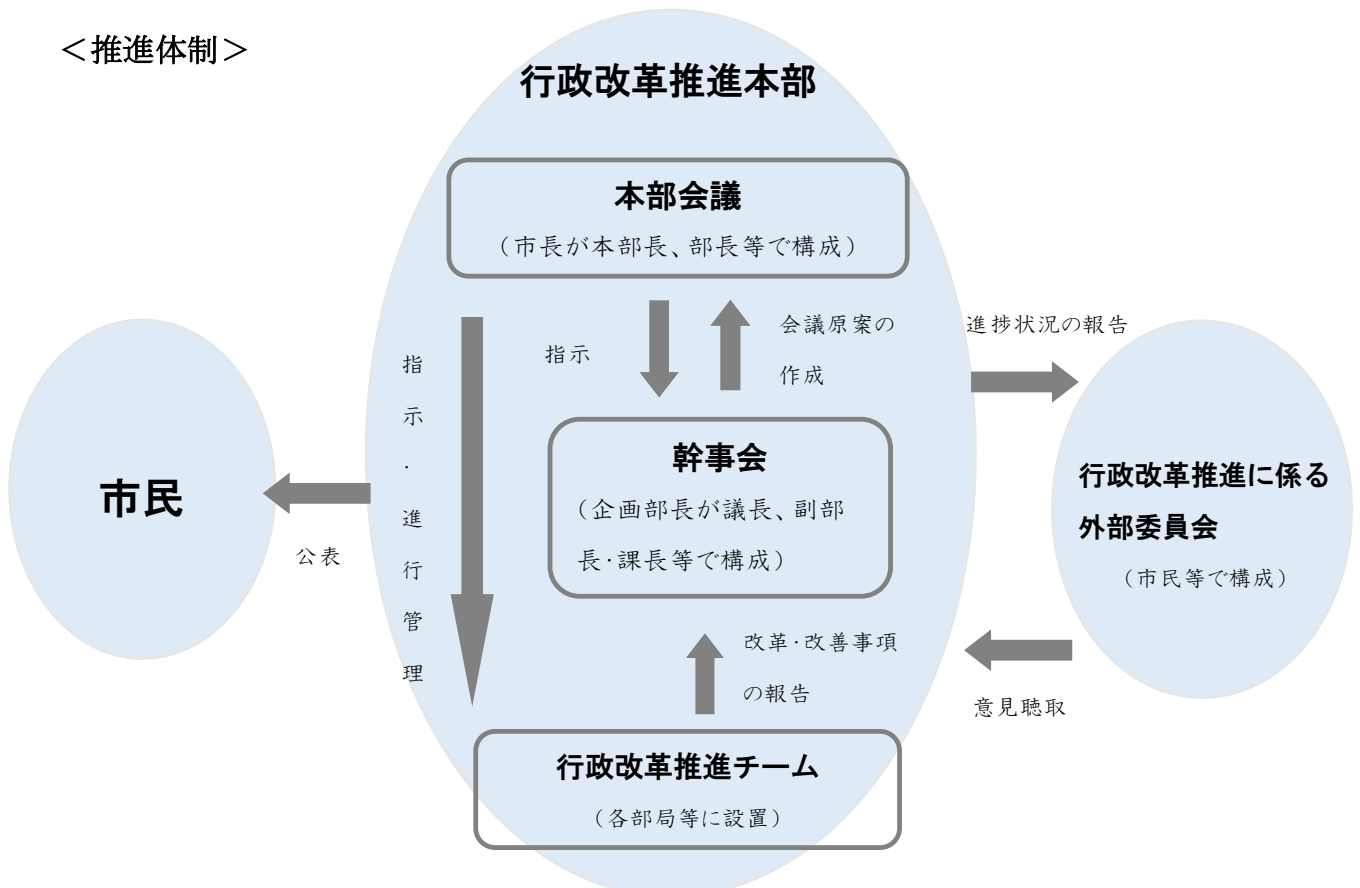
<推進方法>

伊勢崎市行政改革大綱に掲げる重点項目を推進するための具体的な取り組みをまとめた計画（伊勢崎市行政改革推進計画）に基づき、行政改革を推進します。この計画は、市役所内の庁内LANに掲載し全職員に共有するとともに、市民への説明責任を果たすため、市ホームページを通じ公表します。

<改革内容の調整及び進行管理>

改革内容の調整及び進行管理は、伊勢崎市行政改革推進本部が総括し、行政改革推進に係る外部委員会の意見等を踏まえ、市民の理解と協力を得ながら推進します。

<推進体制>



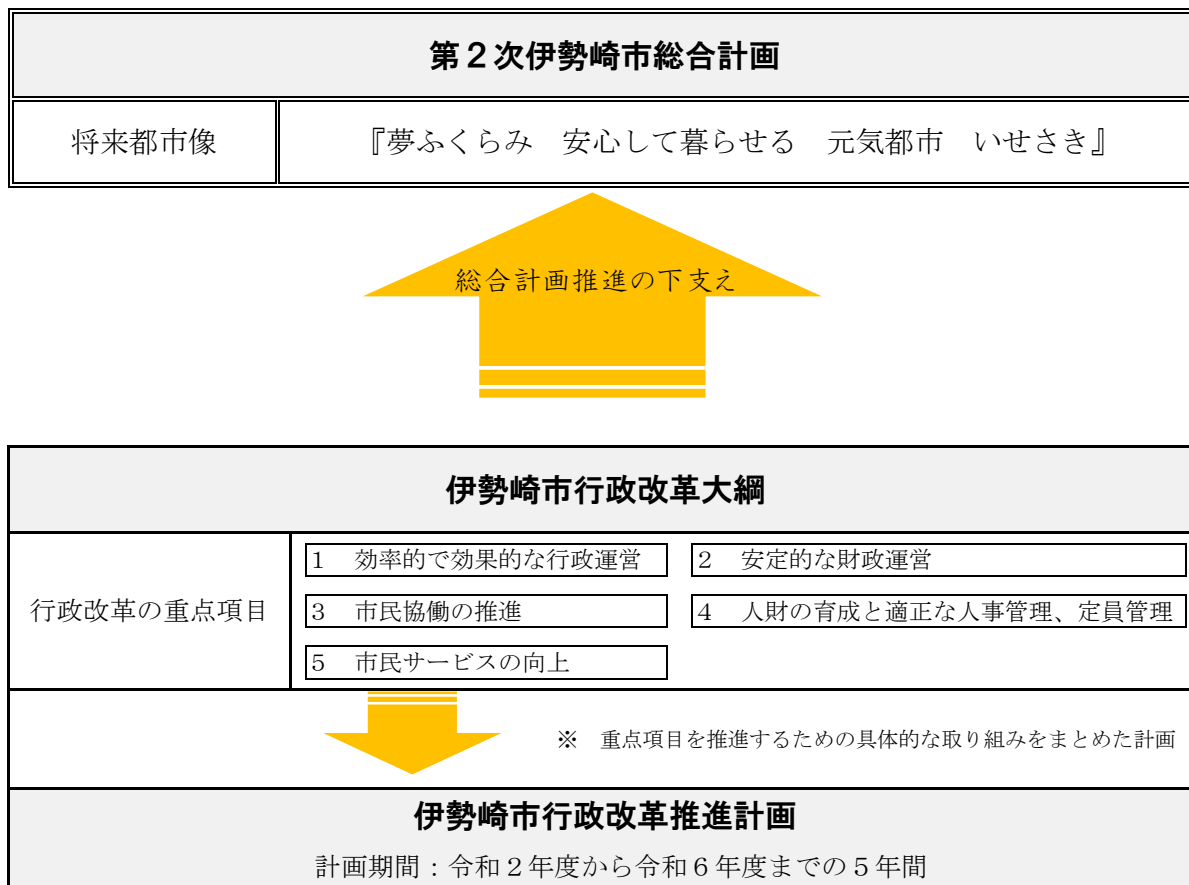
IV 推進の考え方と重点項目

地方自治の本旨である「地方のことは地方で、地域住民の意志に基づいて処理する」ことを踏まえ、市民が主役となるような行政運営に努めていかなければなりません。今後、更に進展する地方分権時代に対応し、市民の意向を反映させながら、市民に身近な行政を展開します。そのため、より効率的な行財政システムを築き、市民の視点に立った、市民からわかりやすい、市民と協働のできる行政運営を基本的視点として、行政に対する市民の満足度の向上を図るため、基本方針に基づき、次に掲げる5つの重点項目を行政改革の基軸とし、職員が一丸となって推進していきます。

<行政改革の重点項目>

- 1 効率的で効果的な行政運営
- 2 安定的な財政運営
- 3 市民協働の推進
- 4 人財の育成と適正な人事管理、定員管理
- 5 市民サービスの向上

<概念図>



1 効率的で効果的な行政運営

社会経済情勢の変化や多様化する市民のニーズに合った新たな行政需要に適切に対応し、限られた財源の中で費用対効果を十分に踏まえた質の高い市民サービスを提供するため、事務事業の見直しや民間活力の活用など、合理的な組織運営づくりと効率的で効果的な行政運営を目指します。

(1) 行政運営の効率化の推進

組織・機構の再編に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げていくため、業務内容や業務量を踏まえて、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織運営づくりを目指します。また、効率的で効果的な行政組織に向け、職員配置及び事務分掌の見直しを行い、行政運営の迅速化、効率化に努めます。

(2) 民間活力の活用

広範にわたる事務事業を効率的かつ効果的に推進していくためには、行政が行うべきものであるかどうかを十分に検討した上で、経費の削減や市民サービスの向上が図れるものについては、指定管理者制度の活用や民間委託、民営化等の民間活力の活用を積極的に図ります。

(3) 行政評価の充実

限られた予算や人員等を有効に活用するため、事務事業の必要性、有効性、効率性等の評価を行い、新たな行政課題を明確にし、事業の整理・統合や事務改善などを見直しを行います。

また、行政評価は、総合計画の進行管理においてPDCAサイクル^{*}のCheck（評価）機能の一つとして位置づけられていることから、総合計画や予算策定との連携を図りながら、事務事業のマネジメントサイクルの強化に努めます。

※「PDCAサイクル」

「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく手法

(4) 公共施設の計画的な管理と適正配置

公共施設の老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、機能に留意しつつ施設の統廃合などの検討を進め、計画的な管理と適正な配置に努めます。

(5) ICTガバナンスの強化

ICT^{*}の進化は社会への幅広い場面で変化をもたらしています。さらなる行政事務の高度化・効率化を推進するため、強化したICTガバナンス^{*}のもとAI^{*}やRPA^{*}などの新たなICTの導入について積極的に取り組んでいきます。

※「ICT」

「Information and Communication Technology」の略で、電話、メール、インターネット、放送など情報や通信に関する技術の総称

※「ICTガバナンス」

ICTの利活用を積極的に推進するための理念や目標を組織内で共有し、情報システムやICT関連施策の企画・調達・実装（構築）・運用において、法令や国等の戦略、最新技術やセキュリティ等に照らして、長期的な視点から戦略的に評価・統制を行い、費用対効果や機能を最大化し続ける自律的な仕組みのこと

※「AI」

「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと

※「RPA」

「Robotics Process Automation」の略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアによるロボットにより自動化する仕組みのこと

(6) 情報セキュリティの適正管理

市が保有する個人情報や情報機器等の情報資産を適正に保護・管理するため、マイナンバー法や個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー^{*}等に基づき、情報保護対策の強化に引き続き努めています。

技術の発展に適した情報機器の検討や管理体制の見直し、教育研修による職員の意識向上を図り、組織全体として情報セキュリティを管理します。

※「情報セキュリティポリシー」

組織における情報のセキュリティ確保のための方針やルールを定めた文書

(7) 環境に配慮した行政運営の推進

環境にやさしい社会を実現するためには、市民、事業者、行政が一体となって様々な環境政策を展開していく必要があります。自然環境との共生に配慮した持続的発展が可能な社会の実現を目指し、省資源・省エネルギー、グリーン購入^{*}の推進など環境負荷の低減と、職員一人ひとりの環境保全への意識啓発と効率的な事務執行が図れるよう取り組みを実施していきます。

※「グリーン購入」

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること

(8) 循環型社会の形成

市民、事業者と協力して、ごみの発生を抑制し、ごみの減量化や再資源化を推進するとともにごみの適正処理を行い、環境負荷を低減した循環型社会[※]の形成を推進します。

※「循環型社会」

限りある資源をできる限り循環・再利用することを第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、環境への負荷をできるだけ少なくするシステムを持つ社会

(9) 地球温暖化防止への取り組みの推進

市民、事業者、行政等が連携して、本市地域の温室効果ガス[※]排出の削減のため策定した「伊勢崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの利用促進、省エネ型ライフスタイルの実践、低炭素型のまちづくり[※]の推進などの施策を展開します。

※「温室効果ガス」

大気中で赤外線を吸収し再放出する気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等）

※「低炭素型のまちづくり」

二酸化炭素の排出量が少ない産業・生活システムによるまちづくりに向けた取り組みの総称

2 安定的な財政運営

高齢化の進展に伴う社会保障費や市有施設の老朽化に伴う維持補修費などの経費の増大に対応するため、市税などの公平かつ適正な課税や自主財源の確保と増収のための対策を強化します。

また、市民ニーズに即した、選択と集中による事業の効率化を図り、計画的な予算の編成と執行により、健全で安定的な財政運営を目指します。

(1) 財政の健全化

行政活動の自主性と安全性を確保するため、限られた財源を有効に活用するとともに新たな財源確保についても検討し、収支のバランスを考慮しながら重点的・効果的な予算編成を行います。また、自治体の責務として、計画的・安定的な財政運営に努め、財政の健全化を図ります。

(2) 自主財源の確保

市税の期限内納付の推進と滞納対策の強化、市有財産の活用と適正な処分等により、自主財源の確保に努めます。

(3) 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料は、受益者負担の適正化の観点から不断の見直しが必要であり、行政の説明責任の観点から算出根拠の明確化を図るとともに、引き続き見直しに努めます。

(4) 補助金等の見直し

補助金等は、目的やその効果を精査し、公益性が高いものに重点化するため財政的支援のあり方を再検討し、定期的な見直しに努めます。

(5) 公共事業の適正な発注

厳しい財政環境の下、経常的な公共事業費の抑制を図るとともに、公共工事等の競争性、透明性を高めるための入札・契約事務の改善について取り組みを進めます。

(6) 財産管理の適正化

継続的な市有財産の情報整備により、未利用財産を抽出、その利活用について運用施策の立案等を行うとともに、処分可能な財産は売却をするなど市有財産の管理の適正化に努めます。

(7) 地方公営企業の経営健全化

社会経済情勢の変化を的確に捉え、常に経営状況を検証するとともに、公営企業としての特色を十分発揮し、効率的で効果的な事業の執行により経営の健全化に努めます。

(8) 外郭団体の経営健全化

市が出資等をしている外郭団体については、社会経済情勢の変化等を念頭に経営状況を常に把握し、自主性の向上・経営基盤の安定化と市民サービスの向上のため、組織体制の見直しを図るなど、業務の効率化及び経営の健全化について積極的に指導・監督を行います。

(9) 行政コスト縮減の推進

庁舎等各種施設の維持管理費、消耗品費、印刷製本費等、全ての事業について、職員の創意工夫による経費の削減に引き続き努めます。

3 市民協働の推進

きめ細かく魅力的で個性豊かなまちづくりを進めていくためには、市民がこれまで以上に政策形成過程に参加する機会を拡大していくことが求められます。

このため、市民と行政の役割を明確にしつつ、コミュニティ活動団体や、ボランティア・NPO（民間非営利組織）[※]等の各種市民団体とのネットワークづくりを行うとともに、協働の仕組みづくりや活動環境の整備等の支援を進めます。

※「NPO（民間非営利組織）」

「Non Profit Organization」の略で、民間や一般の市民により自主的に構成された営利を目的としない活動を行う組織のこと

(1) 市民協働による行政システムの確立

市民との協働による市政をより一層推進するため、市民参加条例に基づき、市民の参加を積極的に推進し、一人ひとりの声を反映しやすい仕組みや制度の整備を総合的に進めます。

そのために、重要施策の計画策定段階で市民の意見を求めるパブリックコメント手続の実施、各種審議会委員の公募などを行い、市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

(2) 市民活動・ボランティアの育成支援

市民活動の支援や学習活動を拡充して市民の参加意欲を高めるとともに、市民と行政の役割を明確にしながら、地域コミュニティ[※]、ボランティア団体、NPO等各種市民団体との連携と協働のまちづくりを推進します。

市民のボランティア活動に対する関心の高まりに応え、人的な財産である社会参加活動を育成し、心豊かな地域社会を育むとともに、地域における市民の自主的・主体的な活動を支援します。

※「地域コミュニティ」

地域社会を構成する人や組織などが、それぞれの役割分担のもとで相互に連携した共同体のこと

(3) 市民協働による施設運営の推進

公共施設運営の効率化を図るとともに行政効果を高めるため、市民の人的資源の積極的な活用と市民との協働による施設運営を推進します。

既存の施設は、今後の組織・機構の再編も視野に入れながら、市民サービスの向上と市民の視点による利便性の高い施設運営を目指し、市民の満足度の向上を図ります。

緋の郷を核とし、各施設の連携によりボランティアを含む市民参加を促進し、市民との協働による施設運営を推進します。

(4) 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の確立のため、その必要性・重要性について理解や認識を高め、各種審議会等において女性の積極的な登用に努めるなど、様々な施策により、市民、企業、関係団体などと協働し推進を図ります。

(5) 職員出前講座の推進

市民との協働を推進するため、職員自らが市政について説明等を行うとともに、まちづくりを市民と共有できる職員出前講座を推進します。

4 人財の育成と適正な人事管理、定員管理

社会情勢の変化に対応できる人財が求められているため、伊勢崎市人事・人財育成方針に基づき、人財の確保、育成、評価、活用を推進していくとともに、適材適所の人事配置と昇任管理を図りながら、適正な人事管理に努めます。

また、変化する行政需要に対応した合理的な組織運営を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、適正な定員管理に努めます。

(1) 人財の確保と育成

定年延長制度導入の動向を踏まえながら引き続き、行政課題に創造的・積極的に取り組む意欲と能力を備えた人財を確保していきます。

また、引き続き、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、合理的な組織運営を推進するために、限られた財源の中で事務事業の見直し、効率化や業務改善を推進していける人財の育成を目指します。

(2) 人財の評価と活用

人事評価制度を通じた人財育成を引き続き行うとともに人事評価に関する業務を効率的効果的に行えるよう、人事評価のシステム化を推進します。

また、職員の能力を高め、充分発揮できるよう、自己申告制度を活用しながら、適材適所の人事配置を行うことにより、人財の活用を図ります。

(3) 適正な定員管理

雇用を取り巻く環境の変化や国、県からの権限移譲等に伴い増大する行政需要に的確に対応していくため、スリムで効率的な行政運営に努めるとともに、適正な職員定員の管理に努めます。

5 市民サービスの向上

誰にとっても暮らしやすい社会の実現を目指すため、より質の高い市民サービスが求められています。

市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識し、連携・協働して一体となったまちづくりを推進するため、市民ニーズの的確な把握や情報の提供を充実するとともに、各種申請事務手続の簡素合理化や窓口における市民の利便性・快適性を高め、行政運営における市民サービスの向上に努めます。

(1) 窓口サービスの向上

親切で丁寧な窓口対応に徹するとともに、事務事業の見直しや効率化により、手続の簡素化・迅速化を進めるなど、市民目線に立った窓口サービスの提供に努めます。

(2) 情報公開の推進と個人情報の保護

情報公開の総合的な推進を図り、情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、市民の理解と信頼を深め公正で開かれた行政を推進します。

また、個人情報等の管理徹底を図り、プライバシーの保護など、個人の権利の尊重に努めます。

(3) 広報広聴機能の充実

透明性の高い開かれた行政を推進するため、広報いせさき、市ホームページなどの充実を図るとともに、ソーシャルメディア※を活用し、市民が必要とする情報を正しく、わかりやすく、迅速に提供していくことに努めます。

また、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市に対するメールや手紙、陳情や要望及び懇談会などの開催により、多様化する市民ニーズの的確な把握に努めます。

※「ソーシャルメディア」

インターネット上でユーザー同士が情報を発信しながら、相互にコミュニケーションをとることができる情報伝達手段の一つ。フェイスブック、ツイッター、動画共有サイト、ブログなどがある。

(4) 行政手続の明確化、迅速化

市民にわかりやすく、かつ、速やかな行政手続とするため、行政手続法、行政手続条例の適正な運用管理を行い、市民の利便性を高め、公正を確保するように努めます。

(5) 多文化共生社会の形成と国際交流の推進

多文化共生社会の実現に向け、外国人住民が地域で活躍するための仕組みづくりを目指すとともに、地域の情報やサービスの提供における多言語化の推進に取り組みます。また、市民参加による国際交流を推進し、市民の国際性と相互理解の向上を図ります。

(6) 安心安全社会の実現

市民が安心して安全に暮らせるよう、危機管理体制の充実、防犯対策の強化、消防・救急体制の充実、交通安全対策の推進、消費者保護対策の充実等に努めます。